

6. 補装具・日常生活用具

とあ
問い合わせしょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

●補装具の給付

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすいするため、補装具を必要とする身体障がい者等に対し、購入または修理にかかる費用を支援する制度です。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方または難病患者で、補装具が必要と認められる方

※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付または貸与が優先されます。

補装具の例

聴覚障がいに対する補聴器、身体障がい（肢体）に対する義手・義足、装具、車い

すなど

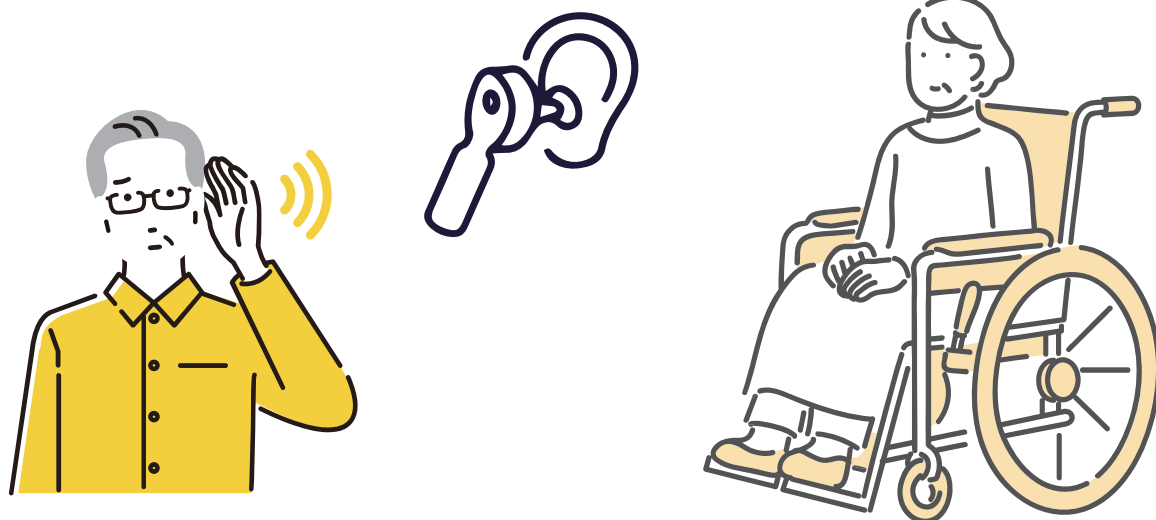
費用負担

品目毎に定められた基準額の1割または世帯の課税状況により算定された負担上限額。その他、補装具費が基準額を超えた分は実費負担となります。

申請に必要なもの

身体障害者手帳、マイナンバーがわかるもの、見積書、医師の意見書

※補装具の種類により、必要書類が異なる場合がありますので事前に相談してください。



6. 補装具・日常生活用具

とあ
問い合わせしょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

●日常生活用具の給付

しょう かがた なんびょう かがた にちじょうせいかつ りべん はか にちじょうせいかつ きゅうふ
障がいのある方や難病の方の日常生活の利便を図るため、日常生活用具の給付をす
せいど
る制度です。

対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う かがた なんびょうかんじゃ にちじょうせいかつようぐ ひつよう みと
身体障害者手帳の交付を受けた方または難病患者で、日常生活用具が必要と認めら
かた
れる方

かigoほけんたいしょうしゃ かigoほけんせいど ふくしょうぐ こうふ たいよ ゆうせん
※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付または貸与が優先されます。

日常生活用具給付品目の例

とくしゅしんだい いどうよう じ ぼうじょう しかくしょうがいしゃようかくだいどくしょき そうぐ
特殊寝台、移動用リフト、T字・棒状つえ、視覚障害者用拡大読書器、ストーマ装具など

費用負担

せたい しゅうにゅうじょうきょうおよ かぜいじょうきょう さんてい ふたんじょうげんがく た ようぐひ ひんもくごと
世帯の収入状況及び課税状況により算定された負担上限額。その他、用具費が品目毎に
さだま さいじゅんがく こ ぶん じっぴふたん
定められた基準額を超えた分は実費負担となります。

申請に必要なもの

しんたいしょうがいしゃてちょう みつもりしょ
身体障害者手帳、見積書

こうにゅうまえ しんせい
※購入前に申請してください。

